

平成19年度釜石市健全化判断指標

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。

この法律は、地方公共団体に対し、財政状況を判断する4つの健全化判断比率と公営企業の経営状況を示す資金不足比率の公表、並びにその比率に応じた健全化計画などの策定を義務付けるもので、比率の公表は19年度決算から、計画の策定は20年度決算から適用されます。

当市の19年度決算数値による各比率の算定結果は以下のとおりです。

1 健全化判断比率の算定結果

当市の健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となります。

項目	釜石市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	13.31%	20.00%
連結実質赤字比率	- %	18.31%	40.00%
実質公債費比率	14.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	151.8%	350.0%	

実質赤字比率 … 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率 … 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 … 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率 … 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

早期健全化基準 … 自主的な改善努力による財政健全化が必要と判断される基準値

財政再生基準 … 国等の関与による確実な再生が必要と判断される基準値

2 公営企業資金不足比率の算定結果

当市の公営企業会計に資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要となります。

項目	水道事業 会計	事業 会計	病院事業 会計	簡易水道事業 会計	下水道事業 会計	漁業集落排水事業 会計	農業集落排水事業 会計	経営健全化 基準
資金不足比率	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	20.0%

資金不足比率 … 資金の不足額の事業規模に対する比率

(資金の不足額 : 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額)

(事業規模 : 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額)

経営健全化基準 … 早期健全化段階とみなされる基準値